

長崎地本

速報 四二三号 十二年一月十三日

10名は必ず復職する！会社の経営は不当労働行為だ！

県労委による第1回あっせんが行なわれ、さらに会社は自宅待機を延長

労委によるあっせんも溝は埋まらず

年が明けた1月12日、昨年暮れに組合結成し、争議が始まったみかど観光支部の第1回のあっせんが長崎県労働委員会で行なわれた。年末の時点で、最後までストライキに参加した10名の組合員に対し、会社は1月15日までの自宅待機命令を行なった。これに対して組合は労働委員会へあっせんを申請していた。会社側は会長、社長、会長の実弟、代理人弁護士2名が出席。組合からは組合員も含め10名が出席した。これまでと同様に会社は従業員の大部分が10名の職場復帰に反対しているなどと、更なる自宅待機の延長の考えを示したが、これは単なる10名に対する嫌がらせでしかない。もしくは、「絶対に許せない」と駄々をこねる会長を説得する為に時間が必要といったところであろうか。何故ならこれまでのパワハラ・セクハラ、未払い、不当労働行為と、会社に非があることは明白であるからである。さぞかし弁護士も苦勞している事ではないだろうか。いずれにせよ労働委員会の説得もむなしく、賃金を全額支払う事を条件に自宅待機は延長され、2月7日に再度あっせんが行なわれることとなった。また、本件職場復帰以外の問題については、団体交渉を進める事も確認した。交渉等あらゆる手段を駆使して会社の不法行為を暴いていく。窮地に立たされているのは会社である。

残業未払いについて

ミカド観光センターでは残業代が支払われていない。驚くべき事である。当然、従業員の労働時間を管理する責任は会社が負う。労働時間を適正に管理してこそ、働いてくれる従業員に正確な賃金支払いが可能だからである。従業員の労働時間を問引きして残業代を支払わないのは、コンビニに入って万引きする行為と同じく恥ずべき行為である。ミカドの就業規則には「会社はこの規則に基づく労働条件により社員に就労させる義務を負い・・・」とある。しかし、会社自らが守っていない。詐欺行為ではないか。組合はこれまでの未払い賃金の清算と労働時間管理のあり方を形あるものにしていく。

管理職によるパワハラ・セクハラ・暴力行為

ミカドでは、管理職による如何わしいセクハラ・パワハラなどが繰り返されてきた。今回の従業員同士の結婚を祝福するどころか、これを捉えて退職を強要するというは不法行為も甚だしい。他にも某課長は従業員への暴行・暴言を繰り返してきたが、会社はそれを知りながら不問にし放置しているのである。組合は実態を解明し、謝罪と処分を要求する。法的手段も辞さない覚悟である。

組合は従業員の期待を背に闘っていく

他にも、観光施設として遵守すべき企業倫理に背いた事実がある。公にならない内に改善したいがこれも会社次第であろう。心安らぐ旅を提供する観光宿泊施設にこのようなこととはあってはならないのである。働く労働者はこのような状況を何とかしたいと決起し闘っている。不本意ながら会社の脱退工作により組合を離れた仲間もいるが、気持ちは同じなはずであろう。必ず10名を職場復帰させ、

ミカド観光センターを従業員の手に取り戻し、本来の観光施設として再出発させる決意である。

労働委員会とは？

労働組合法に基づき、労使間(労働者個人や労働組合と使用者の間)の紛争(トラブル)を迅速に解決し、円満な労使関係確立のためのお手伝いをする専門機関です。

労使争議の調整

労使間で労働関係に関する主張が一致せず、自主的解決が困難なときに、争議解決のための援助を行います。これを「調整」といいます。

調整の方法として、あっせん・調停・仲裁の三つがあり、どの方法を選ぶかは原則として当事者の自由です。

不当労働行為の審査

労働者には、「団結権」「団体交渉権」「団体行動権」が労働者の正当な権利として憲法に保障されています。これらの権利を侵害する使用者の行為は「不当労働行為」として労働組合法により禁止されています。不当労働行為によって労働者の権利が侵害されている場合に、正常な労使関係を回復する制度が「不当労働行為審査制度」です。

労働者や労働組合は、使用者による不当労働行為を受けた場合に、労働委員会に対して「救済の申立て」をする事が出来ます。

申立を受けた労働委員会は、その使用者の行為が不当労働行為にあたるかどうか審査し、救済命令や棄却命令を出したり、和解による解決を図ったりします。

【今後の予定】

1月17日 諫早中企労新春旗開き ・ 1月28日 長崎地区労春闘討論集会(～29日)
2月4日 全国一般九地協春闘討論集会(～5日) ・ 2月18日 連合長崎中小労組交流集会(～19日)
2月19日 全国一般長崎第1回委員会

発行・全国一般長崎地方労働組合 連絡先・諫早市宇都町30-30

TEL 0957 23 5212 FAX 0957 23 4558 ・ 長崎連絡先・095 828 1550(ファックス兼用)

Eメール n-tihon@dream.ocn.ne.jp

HP <http://www7.ocn.ne.jp/~ntihon/ntihon.htm>